

再就職等規制に係るセルフチェックシート（解答・解説編）

～一般職員向け～

番号	正解	解 説
1	○	あっせん規制は、非常勤職員（再任用の短時間勤務職員を除く）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下「非常勤職員等」という）を除き、従事する業務や、あっせんする側・される側が所属する府省の異同にかかわらず、適用されます。（法第106条の2第1項、政令第46条第1項参照）
2	×	あっせんが禁止される「他の職員」には、管理職職員以外の職員も含まれます。適用除外されるのは、非常勤職員等のほか、退職手当が通算される人事交流者についての情報のやり取りをその人事交流（予定）先と行う場合等に限られます。（法第106条の2第1項、第2項、政令第46条第2項参照）
3	×	あっせん規制については、事前に再就職等監視委員会が行う「例外承認」の仕組みはありません。（法第106条の2第2項参照）
4	×	利害関係の有無を問わず、「営利企業等」（営利企業及び非営利法人（国や地方公共団体等を除く））に対して他の職員・元職員をあっせんすることが禁止されています。（法第106条の2第1項参照）
5	×	営利企業等からの依頼に応じたものであっても、再就職につながることを認識し、認容しながら他の職員・元職員に関する情報を提供することは禁止されています。（法第106条の2第1項参照）
6	○	あっせん規制では、「地位に関する情報の提供を依頼」することも規制されています。（法第106条の2第1項参照）
7	×	相手方に断られるかどうかにかかわらず、あっせん行為をした時点で違反となります。（法第106条の2第1項参照）
8	○	職員が、職員・元職員を再就職させる目的で営利企業等に提供されることを認識し、認容しながら職員・元職員に関する情報を第三者に提供した場合には、その情報が第三者から当該営利企業等に提供されたときに、当該職員も規制違反となります。（法第106条の2第1項参照）
9	○	特定の職員・元職員についてあっせんする場合に限られず、一定範囲の職員・元職員のうち誰かの再就職につながるであろうことを認識し、認容して情報提供等を行うことも規制対象となります。（法第106条の2第1項参照）
10	×	働きかけを受けた職員は、再就職等監察官に届け出なければなりません。届出を行わなかった場合は、懲戒処分の対象になり得ます。（法第106条の4第9項参照）

○関連条文

国家公務員法（昭和二十二年法第百二十号）（抄）

（他の役職員についての依頼等の規制）

第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）

その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

（再就職者による依頼等の規制）

第百六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政

執行法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、行政執行法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6～8 略

9 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（非常勤職員等に関する特例）

第四十六条 非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下この条及び次条において「非常勤職員等」という。）については、法第六十条の二第一項、第六十条の三第一項、第六十条の四第九項、第六十条の二十三、第九条第十八号及び第一百二十二条各号の規定は、適用しない。

2 法第六十条の二第一項の他の職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

再就職等規制に係るセルフチェックシート（解答・解説編）

～求職者向け～

番号	正解	解 説
1	○	職務との利害関係は、職員が求職活動を行う時点の職務で判断します。（法第106条の3第1項参照）
2	×	利害関係企業等に募集情報の資料請求を行うことは、利害関係企業等の地位に関する情報提供依頼に該当すると考えられるため、規制違反になり得ます。（法第106条の3第1項参照）
3	×	契約事務の関係者にとっては、契約締結に至っていなくとも当該契約の申込みをしている相手方及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである相手方も利害関係企業等に当たります。また、検査方針を定める職員にとっては、実際に立入検査をしていなくとも法令上立入検査を行える権限がある相手方は全て利害関係企業等に当たります。御自身の利害関係企業等の範囲などについて、求職活動前に人事担当部局に確認するようにしてください。（政令第4条第1項参照）
4	○	「許認可等の事務」などの一連の事務については、形式的な審査を含むそれぞれの事務を担当した職員にとって、当該申請を行った営利企業等は利害関係企業等に該当します。（政令第4条第1項参照）
5	×	あっせん規制と同様に、非常勤職員等（再任用の短時間勤務職員を除く）や、退職手当が通算される人事交流等の場合には求職活動規制の適用が除外されます。また、これに加え、本省係長級以下の職員や再就職等監視委員会の例外承認を受けた場合にも、求職活動規制の適用が除外されます。（法第106条の3第2項、政令第7条、
6	○	相手方からのスカウトであっても、本省課長補佐級以上の職員が利害関係企業等に対して、再就職の約束等を行うことは規制違反となります。（法第106条の3第1項参照）
7	×	ハローワークや転職サイト等を利用した場合でも、利害関係企業等に自己に関する情報が提供された場合、その時点で求職活動規制違反となる可能性があります。求職活動の際には、官民人材交流センターが運用する官民ジョブサイトの利用などを御検討ください。（法第106条の3第1項参照）
8	○	事前に再就職等監視委員会が行う「求職規制の例外承認」を受けた場合には、利害関係企業等への求職活動が可能となります。申請を受理してから承認するまでにはある程度の時間が必要になりますので、時間に余裕を持って当委員会事務局に御相談ください（法第106条の3第2項参照）
9	×	明示的な意思表示がなくても、一連の行為を通して、求職活動規制違反行為を行っているものと認められれば、規制違反となります。（法第106条の3第1項参照）
10	○	在職中に営利企業等の地位に就くことを約束した場合は、速やかに（1週間以内を目途）任命権者に届け出る必要があります。（法第106条の23第1項参照）

○関連条文

国家公務員法（昭和二十二年法第二百十号）（抄）

（在職中の求職の規制）

第百六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

3 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

4 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

5 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

（任命権者への届出）

第百六条の二十三 職員（退職手当通算予定職員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行つた職員の任用を行うものとする。

3 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（利害関係企業等）

第四条 法第百六条の三第一項の営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定める

ものは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- 二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により都道府県が支出する補助金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- 三 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）
- 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
- 五 行政指導（行政手続法第二条第六号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等
- 六 国、行政執行法人又は都道府県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として内閣官房令で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等（職員が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が二千万円未満である場合における当該営利企業等を除く。）、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等
- 七 検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に関する事務 当該犯罪の捜査を受けている被疑者、当該公訴の提起を受けている被告人又は当該刑の執行を受ける者である営利企業等

（意思決定の権限を実質的に有しない官職）

第七条 法第百六条の三第二項第二号の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものは、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第二項各号に掲げる職員以外の職員が就いている官職とする。

（非常勤職員等に関する特例）

第四十六条 非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下この条及び次条において「非常勤職員等」という。）については、法第百六条の二第一項、第百六条の三第一項、第百六条の四第九項、第百六条の二十三、第百九条第十八号及び第百十二条各号の規定は、適用しない。

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）（抄）

（定義等）

第二条 略

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの（ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）
 - イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級五級以上の職員
 - ロ 一般職給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級四級以上の職員
 - ハ 一般職給与法別表第三税務職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - ニ 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表（一）の職務の級六級以上の職員
 - ホ 一般職給与法別表第四ロ公安職俸給表（二）の職務の級五級以上の職員
 - ヘ 一般職給与法別表第五イ海事職俸給表（一）の職務の級五級以上の職員
 - ト 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員
 - チ 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表（二）の職務の級三級の職員
 - リ 一般職給与法別表第七研究職俸給表の職務の級四級以上の職員
 - ヌ 一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の職務の級三級以上の職員
 - ル 一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表（二）の職務の級六級以上の職員
 - ヲ 一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表（三）の職務の級六級以上の職員
 - ワ 一般職給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - カ 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
 - ヨ 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
- 二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号。以下この条において「任期付職員法」という。）第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
- 三 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
- 四 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であって、次に掲げるもの
 - イ 検事総長、次長検事及び検事長
 - ロ 検察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事
 - ハ 検察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事
- 五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員であって、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

再就職等規制に係るセルフチェックシート（解答・解説編）

～退職者向け～

番号	正解	解 説
1	○	管理職職員（行政職（一）7級二種・8級相当以上の職員）であった者は、離職後2年間に再就職した場合は、再就職後速やかに（行政執行法人以外の独立行政法人や特殊法人等のうち政令で定める法人の役員等に就く場合は、あらかじめ）内閣総理大臣に届出（離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を經由（以下の問も同様））を行う必要があります。（法第106条の24第1項、第2項参照）
2	○	管理職職員であった者は、離職後2年間に行政執行法人以外の独立行政法人や特殊法人等のうち政令で定める法人の役員等に就く場合は、あらかじめ内閣総理大臣への届出が必要です。（法第106条の24第1項参照）
3	○	在職中に一度でも管理職職員であったことがあれば、離職後2年間は内閣総理大臣への届出が必要です。なお、再任用職員（暫定再任用職員・暫定再任用短時間勤務職員・定年前再任用短時間勤務職員）の期間に一度でも管理職職員であった場合には、再任用からの離職後2年間の再就職についても、届出が必要になります。（法第106条の24第1項、第2項参照）
4	○	自営業やフリーランスとして事業を始める場合でも、年間103万円を超える報酬を得る見込みのある場合は届出が必要です。なお、名目上自営・フリーランスでも、業務の実態などに照らして特定の営利企業等の地位に就いたとみなされる場合にはあつせん規制・求職活動規制の対象になり得ます。（法第106条の24第2項参照）
5	×	離職後2年間に複数回再就職する場合や、労働契約や委任契約を新たに締結して再度同じ法人の地位に就くこととなった場合（新たに役員に就任した場合など）は、内閣総理大臣への届出が必要です。（法第106条の24第1項、第2項参照）
6	×	要求・依頼内容の正・不正を問わず再就職先に関する契約等事務（契約又は行政手続法上の処分に関する事務）について、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼することは禁止されています。不正な行為の要求・依頼でなくても、過料に処せられることがあります。（法第106条の4第1項、第113条第1号参照）
7	×	元本省次官・局長級の職員であった者は、次官・局長級として在職した府省等の所掌に属する契約等事務に関し、離職後2年間の働きかけは禁止されています。（法第106条の4第3項参照）
8	○	再就職先に関する契約等事務について、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼するものでなければ、違反にはなりません。（法第106条の4第1項参照）
9	×	再就職等監視委員会が法律に基づいて行う調査に関し、必要があると認めるときは、調査対象者以外にも証人を喚問したり、書類提出要求を行うことができます。この場合の証人喚問、書類提出要求を拒む等した場合には罰則があります。（法第18条の3第2項、第110条第1項第3号～5の2号参照）

情報を聞き出す相手方の現役職員がいません規制違反となり得ますので、現役職員に対して情報提供依頼は行わないでください（法第106条の2第1項参照）

○関連条文

国家公務員法（昭和二十二年法第百二十号）（抄）

（人事院の調査）

- 第十七条 人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。
- 2 人事院又は前項の規定により指名された者は、同項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。
 - 3 人事院は、第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である職員に出頭を求めて質問し、又は同項の規定により指名された者に、当該職員の勤務する場所（職員として勤務していた場所を含む。）に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（内閣総理大臣の調査）

- 第十八条の三 内閣総理大臣は、職員の退職管理に関する事項（第百六条の二から第百六条の四までに規定するものに限る。）に関し調査することができる。
- 2 第十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第二項中「人事院又は前項の規定により指名された者は、同項」とあるのは「内閣総理大臣は、第十八条の三第一項」と、同条第三項中「第一項の調査（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限る。）」とあるのは「第十八条の三第一項の調査」と、「対象である職員」とあるのは「対象である職員若しくは職員であつた者」と、「同項の規定により指名された者に、当該職員」とあるのは「当該職員」と、「立ち入らせ」とあるのは「立ち入り」と、「検査させ、又は関係者に質問させる」とあるのは「検査し、若しくは関係者に質問する」と読み替えるものとする。

（再就職等監視委員会への権限の委任）

第十八条の四 内閣総理大臣は、前条の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（他の役職員についての依頼等の規制）

- 第百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
 - 二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）
 - 三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合
- 3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。
- 4 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（再就職者による依頼等の規制）

第六六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 3 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 4 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就

職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分(以下「指定等」という。)を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合
- 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、行政執行法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合
- 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
- 四 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。)
- 六 再就職者が役職員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

6～8 略

9 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき(独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。)は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行つた職員の任用を行うものとする。

3 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後

二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

- 一 行政執行法人以外の独立行政法人
- 二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
- 三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
- 四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるもの（※）に限る。）

2 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

（※）当該公益法人が国から交付を受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金（以下「給付金等」）のうちに占める第三者へ交付した金額の割合、当該公益法人が国から交付を受けた給付金等の総額が当該公益法人の収入金額の総額に占める割合、試験、検査、検定その他の行政上の事務の当該公益法人への委託の有無等において、基準を満たしたもの。

（職員の退職管理に関する内閣官房令第9条第1項参照）

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～二 略

三 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくこれに応じなかつた者

五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

五の二 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（管理職職員であつた者の再就職の届出の対象となる地位）

第二十八条 法第百六条の二十四第一項の役員その他の地位であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 役員（非常勤のものを除く。）

二 前号に掲げるもののほか、法令の規定により内閣若しくは内閣総理大臣若しくは各省大臣により任命されることとされている地位又は法令の規定により任命若しくは選任に関し行政庁の認可を要する地位

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出)

第二十九条 法第百六条の二十四第一項の規定による届出をしようとする管理職職員であった者は、内閣官房令で定める様式に従い、離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を經由して、内閣総理大臣に届出をしなければならない。

2 略

3 法第百六条の二十四第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の官職

四 職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）

（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

六 離職日

七 再就職予定日

八 再就職先の名称及び連絡先

九 再就職先の業務内容

十 再就職先における地位

十一 求職の承認の有無

十二 センターの援助の有無

十三 センター以外の援助を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかった場合には、その旨）

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人)

第三十条 法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。

一 沖縄振興開発金融公庫

二 株式会社商工組合中央金庫

三 株式会社日本政策金融公庫

四 株式会社日本政策投資銀行

五 削除

六 削除

七 四国旅客鉄道株式会社

八 首都高速道路株式会社

九 東京地下鉄株式会社

十 中日本高速道路株式会社

十一 成田国際空港株式会社

十二 西日本高速道路株式会社

十三 日本アルコール産業株式会社

十四 日本貨物鉄道株式会社

十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

十六 日本私立学校振興・共済事業団

- 十七 日本たばこ産業株式会社
- 十八 日本中央競馬会
- 十九 日本電信電話株式会社
- 二十 日本放送協会
- 二十一 日本郵政株式会社
- 二十二 阪神高速道路株式会社
- 二十三 東日本高速道路株式会社
- 二十四 北海道旅客鉄道株式会社
- 二十五 本州四国連絡高速道路株式会社
- 二十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 二十七 日本年金機構
- 二十八 沖縄科学技術大学院大学学園
- 二十九 株式会社国際協力銀行
- 三十 新関西国際空港株式会社
- 三十一 株式会社日本貿易保険
- 三十二 福島国際研究教育機構

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人)

第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 日本赤十字社
- 二 農水産業協同組合貯金保険機構
- 三 日本銀行
- 四 銀行等保有株式取得機構
- 五 預金保険機構
- 六 株式会社産業革新機構
- 七 株式会社地域経済活性化支援機構
- 八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
- 九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 十 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 十二 株式会社海外需要開拓支援機構
- 十三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 十四 広域的運営推進機関
- 十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 十六 外国人技能実習機構
- 十七 株式会社脱炭素化支援機構

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第三十三条 法第百六条の二十四第二項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ特別職に属する国家公務員又は地方公務員（以下この号において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等となった場合
- 二 法第六十条の二第一項の規定により職員として採用された場合又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第一項の規定により特別職に属する国家公務員として採用された場合

三 国の機関を設置する法律又はこれに基づく命令により当該国の機関に置かれる顧問、参与、参事又はこれらに準ずるもの（離職時に在職していた第十六条第一項（第二十号を除く。）に定める国の機関に置かれるものに限る。）として採用された場合

四 営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（前三号に掲げる場合を除く。）であって、内閣官房令で定める額以下の報酬を得る場合